# 土佐日記解

草稿

上

# 土左日記解上

## 提要

一 此日記の前に注釈ともをつるに、貫之ぬし、自ら女になりて、書きまきと曰ひそめて無りける、それう中にも、甚しきに至り侍るこの日記をつくんにも、紀氏自らを、女に成て、うたもつる事を、東に問も忘るゝ事なくて、本文に、昔し土佐をいとけるこゝろあらたなりかりて、所に住ける女といへる物も、紀氏の事なり、又むかしをゝ人も、女とあるをも紀氏の事なりとこゝろ、こゝろ、或は、海賊を恐るゝも、女に成る情なり、あるは亡にし



九曜文庫
極本文庫

を哀ふかも、女ぶりなどいとをかしく、女ぶりなどいとをかしく、
物はかなの意も得うるたとまに、曰あせうこそ心乃
ね、今この日記をけうくとうてゆくすべて男の手振
けて、女ぶりなどいとをかしく、そを艶にあ
よりて、績まれそをあつめて、うるわしく歌よむ
事をひとりあれこそ云る類を初て、あるをこのうち
うちそはもそはのつぬかあるうちに或を、ものの
酒をうちたしぶるうちにそれうちて女にうち
うける詞ことゆうなり、又あるをうちもむかのをのみを
棹をうつ浮のうつれ日をとひ、或をふれやうの産も

ちり、空ゆくやうもたちよりて、女をうる類も、女にうち
て書る筆意をそゆうにまく、或男よりあるうへ
る事を、一つもあるて、ある女よりある、又ある女れ書て
出せうる、又ある女れよりあるあるも、男よりあるも
いふ言葉うれふうり、又女れ故事を引也うるを、一つも
ふうて、あるをうちれ日を流ていうるうれうて業
平の天ちうう、うるうるをうてもむかし安部仲麻
呂ぐうひけうんをこそ、やうに男よ事のこうり出せり、
女れてうけうんふいてうはるのこあんいうの更科日
記、十六夜日記うれに、ゆうてもあるを、すくくの書を

まして雄々しく略きこうるれるうへに、中にを女にうとや
てもらふのき鈍れそもの。爭るこもやそを世ちのい
あるの人々そあれ、圓珠庵阿闍梨、縣居翁まて、ふ屋
さしもいわつるをいうる事に、をかゝうへゆるに、この
日記の初に、男もすゝふ日記とふものを女そゝをて
試んとてすなるうこを詞に泥てふとしうにそめた
るを、終に一部にわるてとる強る説ても出来るる
ゝそるんゝなるこの発端の詞をもゝハ男ゝゝてすと
ふ日記とふものを女そゝて読んゝとするうとあらけ
んが志ゝのをねを一つ見漏して今本のゝくハまるるん

一

ふ事、本文ゝ釈にてをるゝ。

此日記のさまお見ゝを、筆さゝゝゝうゝゝに物ち
さまあれを詞に涼く心を用ひ、續に古文のいきほひを
そうゝれけ、故やりゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
そなゝゆゝそゝの事に、この亡にゝるの歎を、一編の経(タテ)と、
風波の愁と、海賊のおゝを一編の緯(ヨコ)とし、戯と人情
ゝをもて文(ブン)をゝゝる筆の力よりおほゝを今京こゝる
なゝ、絶てゝ及ふものあゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
きうゝにうれは大うるの人々ゝの文(ブン)も能(ヨク)ゝゝゝて

とはう貴く愛ずべきものと思はせて過ぐることあれ
ども今ここのことをよりてこれを
一々世にも考證学問のいたりてさしもやくなきことにて
なりてこれをものするを物識(モノシリ)のやうにおりたて書るその多
う古しへも古き書ども
のたやすくわ事にをとつすと
ども後世もそのに是も彼をも取撰て標にも傍にも
言痛(コナタキ)まて書載(カキノセ)るうてて煩はしくうるさきわをあ
るもうてその書は文義をよく知るをうて
ゆえは更にその解をなきつ多のうすてわっ注解はを
るうてはあるも引書も引てうるはわ事にを引置る

事と引て人の疑ふまじき所にをそのとすあん今う
く古学(イニシヘマナビ)も真盛(サカリ)にあるる御代にてをりのはのうの
引書をせんもいとうもすよ事にるんをを世の生学生(ナリフヒト)
うの物識のやうに人に示とんこてをのせることかは
いうれ
一此解をを李吟の抄を本文にて書うををうとう
にを非事と世にあまねく弘ひて人もうう見知ふうう
をを一本をのこ頼むべきうるねばやく爲家卿自筆
本妙壽院本寛永廿年印本羣書類從本首書本
牛万伎注本を按合してその異同をとるしおきうれ

ところの解にも右の本どもにかゝしきのことなるの所々に
ありて今又右の本どもを合せて挍合するにいかにも悉
くは清りはてぬさまに見れハ仮初に誤字とおほし
きには誌に○を圍ミ又脱文とおもゆるにもおのれく○を
圍ミて愚案を加へて又衍字とおもゆるにも□を圍ミ
ておきつれどもなほしらに似たれハ後の人考へらるべきに
ことするわざなり

一 紀貫之ぬしの父祖をいふにはあらず紀氏ハ古事記に建
内宿祢ノ子九柱の内に木角宿祢の末にして雄畧紀に
紀ノ小弓宿祢紀大磐宿祢なるをはじめ此氏の人つぎつぎ
あらはれたるを天智紀に紀ノ大人臣とあるハ姓を改めざる
なるべし天武紀十三年十一月紀臣賜ノ姓曰朝臣ノとあり姓氏
録に紀朝臣ハ石川朝臣同祖建内宿祢男紀角宿祢之
後也とあり古今集目録紀氏系図などに父祖を挙げるは
おほつかなし拾芥抄にも古傳先祖不見とありさて官位は
古今集序に御書所預とし作者部類に天慶八年三月
廿八日任木工頭同九年卒とあり新撰和哥集にハ玄蕃頭従
五位下とあるによりてこれかに知られしなり

萬延二年正月

橘冬照しるす

# 土佐日記解上

橘冬照述

○おとこもすなる日記といふものを、女もしてみむとてするなり

日記とは、旅の日記のことなり、世にいふゆる家譜又ハ記録などいへり、紀氏以前に、小野篁日記、河海抄に引り その後平仲日記、仁和寺書目録にあり などの如しとなり更科日記、十六夜日記（イサヨヒ）などの如く（ヤウ）こと何の日記、これの日記、などいふるなり、即て旅の紀行を、云ふにハなり也、とて男文字にて、こゝは世に

漢字(カラモジ)にて書習ひたる、日記をは、今ハ假字(カナ)にてかき
試んといふる詞に、彼筆日記なるを初め、これより以前の
日記、記録なるべき、漢文にうく習(ナラ)はしなるべかりしを
今世、仮名にて書るなるの意也、なるを男文字、女文字と
男女なるに對していふるなり、提要にもいへるの如く、一つの
口ある也、次にある、舟路なるど馬のなれむけなるの類、
今本に、男もすとなる、こと女もすとなる、一本に、男
もすとなる日記、なるものを女もすとなるなるよ
りて、男文字ごとなる言なり、下巻正月廿日の條にも
えらん、なる誤なる本によりて、日記の一編の文なる

女になりて書りなるべきなるべし、
○それの年なるなるのはつあまり、ひとつの日記のい
はにうづなるなるものにうきつく、
貫之集に、延長八年(六十代醍醐天皇)土佐國にくりて、義平五年(六十一代朱雀天皇)京
にのぼりて、なるなれば、なるは承平四年十二月
廿一日なる、なるなるはなるで、なるなるなる
いへる古文なる常なる、○ひとつのなるなる、廿一日なるなる
ふなるにて、重ねていへる也、
○ある人、あがるなる四なる五なるせはて、
ある人なるなる貫之自なる事なるなるの日記なる誰なる

只船中のひとり[illegible]人[illegible]、筆記せるものにうけはり
くにのそばに云也、[illegible]この頃は、國司の任國を、指て
縣[illegible]とふ也、[illegible]は土佐國をいへる也、縣は、その國
にかりそめ住る、君、別なる[illegible]まつりごと、公の御料に、定め
置る、地をもふもその召上なるを田所のよしは、推古
紀の文[illegible]に、もの召上なる地にも、屯家
[illegible]も置れ、国の守官人[illegible]も自らに、行うれしれば、
國司の任國をもつる事ゝはなれども、これは上田の意な
るべし、縣居鈴屋大人[illegible]の説も有[illegible]、父字部う
既に山彦冊子に、委[illegible]いへれ[illegible]、○四と

ゝ世五[illegible]ゝ世、延長八年より承平四年まで前
後五年なるをもふ、國司任限の事は、代々に違て
六年の定めもあれど、此頃は、四年なり、類聚三代
格に、慶雲三年二月十六日改定四年、云云天長
元年八月廿日國司之歴因循慶雲二用四年、云云
菅家文草云、一秩四年盡忠節とつゝけ[illegible]
○[illegible]のもとゝもみれ[illegible]をへて、
[illegible]い乃事ゝは、前の守ゝ、後の守へ國務をわたす
る、國司交替毎に、定れる例なれば、その品々をいち
ずゝもゆゆる故に、例の事ゝをいへる也、[illegible]事ゝも

を皆為終りてと也、○解由ハ筭用結解の事なり、
正税公廨まことを改めるは、筭勘滞りあるの證
文を、後任の人より、前官に受取例なれば、それを取
てとらふ也、正税とは、國にて、朝廷の御倉に收る稲
穀をいふ也、○公廨とハ、官人に賜ふ、米粟を蓄置
所をいふ、續日本紀十六、天平十七年十一月の条に、庚
辰制諸國公廨、大國四十万束、上國三十万束、中國二
十万束、いふ、又令義解曰、供給官人之物謂之公
廨物也、此物安置謂之公廨也、といふ是也、○解由ハ
續紀十一、天平五年四月辛丑制諸國司等相代向

京或替人未到以前上道或雖交替訖不付解由
去天平三年告知朝集使等已訖
○もむかたちよりいでゝ、船にのるべきあらかじめ
きゝ、めおくなり、
和名抄に、土佐國府在長岡郡、この國府
は、雛より、船津にうたせ渡る也、○なほ、
人彼人、もるも、もゝめも、國より出て、送りに出るを曰、
○もゝを、同抄云唐韻云、館官反作館和名多知一曰
無知豆美客舎也、
○ゆくゝ、ゆくゝ、ゆくゝ、ゆくゝ、ゆくゝ、

○そのるゝ[illegible]にとゝくしつゝ[illegible]乃しるうに[illegible]
ぐ[illegible]ゝ[illegible]ハ中にも親しく相具まつりつる人
をゝも也、くゝ別まこうゝ[illegible]りへるゝふべきを下
[illegible]ゝ文章をわかるゝ、とゝゝるを限りに別ゝ
るわかゝめる愁にとやうゝゝ別ゝ難き事をゝ
噪きて、恥を更ゝうきゝを也、○乃しるハ詐噪をゝ
ゝ、源氏桐壺に、池の心廣くゝるゝ作りのゝ
[illegible]るもゝの意也、

○サ言和泉の國まで[illegible]ゝ[illegible]ゝ
和泉國を畿内にて、長き法設の果ゝ[illegible]ハまづ

其處まゝゝと遥に今日より願ひゝる也、

○ふゝはゝのゝきゝどゝね、船後ゝゝ[illegible]ゝまれゝ[illegible]ゝ
妙壽院本に藤原言實と書り父祖知へきゝゝ
次ゝ銭する人と合て思ふに後任の國守ゝ屆宣にゝ
あゝゝ○馬ゝはゝゝ[illegible]ゝ馬の鼻をゝゝ
へゝけゝて恙ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ酒
呑せゝゝと贈ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
○うみゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

上中下ともに、人の品をいふ也、下文にもいゆ、ゑひて酒に酔ひ、物食(モノクヒ)飽(アキ)てみな、○いとあやしくは、酔人のさまをいふ、○あざれとは、塩も物も餒(アザ)れしめ物ぞ、塩海の邉なれば、餒れあざるといへば、餒れと人の戯れをいひつかへるを兼たり、人の正しくなくして、戯(タハ)れさわぐるは、魚の肉の爛(タヾレ)る如くなるものなれば、いふなる也、和名抄云、鮾野王按、鮾音乃 和語云阿佐留 魚肉爛也、とあり、源氏物語、帚木に、いとあざれたれ」は、又花宴に、ざれて長く引て、ざれ人をかしきさまあるに、あざれたる姿の、なまめきたる、とも
この語、魚にいふをも人にいひて、ざるのいひも同意なるべし、

なれば、腐(クサ)りて肉の解(トク)るも、人の酒のために酔て、心の解(トケ)乱るゝも同じければ也、俚言(サトビコト)に、ふざれといふもこの詞を訛(ヨコナマ)れるなるべし

○廿三日、やぎのやすのりといふ人あり、此人、國にかならずしもいひつかふものにもあらざなり、これぞたゝはしきやうにて、うまのはなむけしける、
やぎのやすのりは、妙壽院本に、八木康教と書り、
○これも傳ありけり、八木といふは、姓氏録にもみえず。○この人は 云云 此康教は、由ある人にて、國にありて、受領(ズリヤウ)なれど、遣はるゝ者にあらざる故に、正しきさまなり

銭もせうと也、○引もハその詞に、力をそふる詞也、

○神がらにやあらん、くに人のこころのつねとして今はとて、見えざなるを、心あるものは、はぢずになん来ける、かうやうの事は、俗に産神（ウブスナ）がらといふに同しくて、此段の意は土佐の國人の常として、任の間は親（シタ）しくこそ来（ク）れど、今はとて帰る時は、不見（ミエズ）なる様、とすれど、情（コヽロ）ある人は、其風俗（フウゾク）にも恥ず、来けるといふ意也、諸注にこの神柄（カムカラ）を守柄（カミカラ）と釈れたれど、しかはあらず、萬葉集巻二に、玉藻よし讃岐の國は、國柄（クニカラ）か見れどもあかず神（カム）柄（カラ）かここだたふとき、又同六に、みよしのゝあきつの宮は神柄（カムカラ）かたふとくあるらん國柄（クニカラ）かみがほしからん、とあるを見て國柄と對にしてよめる歌思ふべし

○みえざなるを　見えずあなる　ずあの反ざ　約る也

○これぞものによりて褒むるにしもあらず

是は贈り物の多きに付て、褒るにはあらず、心ざしを愛（メデ）てと也、○そのこゝろそ其名目を指（サス）まてもあらぬ時にいふ詞也、そのゆゑ又そのしてあらふ類ひ也、

○廿四日講師うまのはなむけしにいでませり、

講師は、国分寺に一人に置れて、その国の僧尼を、撿察し、常に最勝王経を、國家安穏の為に、講する

職にて、重任あれば、いづれもせうとハみやまくるゑん、類
聚国史曰、延暦廿年十二月壬子下、治部省符偏僧綱
條作、太政官延暦十四年八月十二日符作、右大臣
宣奉勅改國師曰講師、毎國置一人（改事要略五十五にも此くらゐ）
延喜玄蕃式曰、凡諸國、講師擇年四十五已上、讀師
四十已上者、補之、云々、又曰、凡延暦寺三綱一任之後、
任諸國講讀師、其上座寺主任講師、都維那任
讀師、云々、國分寺毎に建立年月
は、日本紀にもなくわ、續日本紀十卷 神亀五年
十二月金光明経六十四帙六百四十卷を、頒於諸國

國分十卷、とあれば、神亀の始つ頃、諸国に建
てし、天平十九年の十一月廿八条に始て、金光明寺法華
寺等名あるも、これやて國分寺なるべし、出雲風土記
に新造院とあるは、神亀の頃に新に造れる寺
なれば如是はいふまでもなし、
○あるべきなれども、まだ見あたらず、一文字を
たに、十文字にかきてあるべし
たとへば、碎くるに、愚にしてものなるべ
つゝ、萬葉卷九に、世間之愚人之、云々、竹取物語に、あ
まもてうはでうなる、云々、本朝文粹

源順歌に、不足言不足嘲、共恥白物之入青雲とよめ
る心愚の意也、○そのしがき、おもしろき事也、誤字に
はあらず、下文に、おのれし酒をくらひければとある、おのれ
しのしりに、しを添たる也、空穂國讓中巻に、そう
ばまうらでこれしが、あはれかりけむ、はづかしくおぼしく
侍んこととゐるなれど也、○一文字をひとつ十文字
をかりしと讀ませたるを、字音にいふなんど、さふらん
しこゝなんも計りかてければ、真名にそうろふて前後
の口あひの語多かる中にも、わきてはいひをもおぼへ
○廿五日からのもとめら、にはひとふみをて侍れ、とはかりて
いまそ日ひとひ放也と、ねらむ事のさず、なかくあやふ
やうにて、おもなにあらし、
守の舘は、新任の土佐守の國府に在る舘也、そこま
よりて書翰もて、よびにおこせたれば、呼ばれていきたると也、
○このかみ、前官後任の間、元来したしきなれ
は也、なべて遊ぶやうにてといへる、味ひあるいひさし
ならや、
○廿六日なほ、守のたちにあるに、あるじが乃、ありてなほの
こらまでに、ものかづけたり、
あるじとへは、主人の事とすへし、あるじ、あるじまうけ、

まうけは、饗應(アルジ)をうけたまはりて、その客に對(ムカ)ひて、
主(アルジ)とあるよしの意也、後撰集夏に少将なりけるに
て侍りけるは、ことやすみて、あるじしけると、藤原
なれは、など、伊勢物語に左中弁藤原のまさちかと
いふをなんまらうとざねにてその日はあるじまうけしたりけ
ると、こととみえたるも同じ也、その土佐守ら、饗應しけれはや
しかる故に、紀氏の方よりも上下の人に、物遣(モノツカ)はされ
ける也、またとふにもあらねど、それがやうに、從者ま
でとゆる也、○かつくるとは、衣裳などをかうふらしむる
ことてかやうなる例ある故に、かつけとは人にとらする

物を、被物(カヅケモノ)ともいひて、大和物語に、大将にてものかづ
け給ふ、忠峯もろくに、ほうびなとたまはりけり、にとあり
○からうたとりあげていひけり、やまとうたあるじもまら
うどもことひとも、いひあへり、
こは詩なり、歌ならずば、ならぬとも、次の文にうたを
あれなるときのおもしろかれば、時にあへる古詩を、誦する
のならずして、新たに作りしなるべし、古今の序に、ひろめつる
といふは、源氏にも、からうたをもいひて、やまとうたをかう
うたとも対へていふ詞也、○あるじとは、新任の土佐守なり、それ
まらうどとは、紀氏自らいひて、

○男もをんなも、いかでとく、京へもがなとおもふ心をよめりける、
都にて男にあはんと思ふそのところひてあくわかれ
そのれ
あるじの守は、上文にいふ如く今の土佐守也、歌の心は、都を出てしより、男に逢んと思ひてこしをかひなく
と来しかひもなく、不足(アカズ)わかれをするよといふ也、
○いはんなりけるは、いへるけしきの守のよめる、
しろたへの波路をとほくゆきかひてわれににべきはたれ
ならなくに

としきをなすなるへし」の次

○かくいひて、さきの守も、いまのも、もろともにおりて、
いまのあるじも、さきのも、てとりかはして、ゑひごと
にこゝろよげなることして、いでいりにけり。
そくちるうちに」とここに續く

かくいひてとは上の歌をもよめる也○前の守も今のとハ
此章句をもて二段にいへる古文はいひなれにして
いはれず○おりてとは舘をいでたるにあるじも階より
おりてみおくるてふ也○手とりかはしてとハ睦しき
よしある互に別るゝさま也○ゑひごととは酔言(ヱヒゴト)にハ
あらず○こゝろよげなるとは首途(カドデ)の祝ひするに限りに
を祝すとて愉快なるよしのこと也

さとへてのものゝかゝまれは、そのことをもなるゝ傳し、
さるんあるけれは、ゆるんあるけるとふへきを法の
ことでも下へいふ續なるは、文章なるいふ也、なるの勢り八
なんの結ひよを略す、なんの結ひを、いふ下しる中に
こゝる也、此歌つきくはし、爲る准へて知へし、○うる
前の守とは、紀氏自らのうけ也、○ところは、白樽なる
樽とは、至て白きをみなれは、白き物にたとへてする也、文
衣に清らをは古へをもはら、樽のきぬを着し故なり
つきのことは、玉き波たゝせうら、辛きこめなし我に
ける人をは諸よりは、きし也、君ここそとも也、とこそとなる沙を

はるかなるは、古今集春上、かすがのゝ若菜摘まにこゝぞまつ思ふ人の袖ふる、新勅撰春上、白雪のゆきかきわけてやまとなる春ぞ初ねの音ぞうれしき、○そこらなるつしよりも也、

○まくらさうしに、ゆかしきもの、こゝろにしてゆかしがるこゝろ、はるのいでゝちいさきよをとれば、あるかもしらずゝ、

あるしをたゞ國ゆかしがるの意也、はなはだしく死るやうなれど然に非ず、強立んとする頃所に、俄にの意也、そもそもこゝろつよく、サ百より久ふと云、いまゝ國府

遍を離れず、サ七日ばかりありて、初て浦戸へ漕出ん

とすれば、なきゝの事を思ひ出て、悲しき也、次の文に、京へうるに、女もまたかのこゝろをかなしがるの意也、○いてしらぬこゝろ、旅立用意のいとゞかしきをゝ、このいとゞ行年のゝ思ひをもこゝろ、悲も、はなはだいとゞ、サ百ゝ、○それをうけてゝ也、そもそも、ゝ、○それを江、皆人に嫁のそれをそれ、悲しきのあまりて、なるこゝろのゝ、ゝにはゝ也、

○京へうるに、ゝ、ゝ、ゝ、

○ある人ものをいとほしがりてこれをうつ、

ものもとりあつめてかの人のうきをうつせるあれば

京へうつるに、ものを、下文に數をつくしてといふる、誠に京より連来しみと云ふるを、帰る四月ひやうし、のこそとふに帰る悦の中に、この歎きのあるをとふ也、○ある人もえ堪ずして、其處にあるあるべし、父母の歎きをえ堪うある也、歌の意を、京へ帰るはうれしきことあるに、うつて物の歎きを、死てうつるあるの故を

也、この歌、宇治拾遺巻十二にも載て、貫之の死をも、それはある人とのみ、紀氏自らかくもう、初にてある人あうるに、つせるつせるとある、舊本今昔物語廿四に、今を昔、紀貫之といふ人ありけり、土佐守になりて其国にくだりて、任はて、年七つ八つ許なりける女子死にけるを、いとうしくかなしくおもひけるに、日来わすれがたくしてばかりしてうせにけれ、貫之限りなくこれを歎きまどひて、病つくほどに思ひたりける程に、日来はたらきはかれ、任はてのぼりあんとて、のぼりあんとて、のぼりなんとて、

それは、逝にし子を思ひ出てかなしくなりぬ
しかは、京へかへるは、桂にかへりつきかなしかりけり、〽みやこへと思ふ
をものゝかなしきは、かへらぬ人のあればなりけり」のほりて
ほどもなき悲しさのこゝろうきをいであるけに、我をまたう
せなくてなりけるとなん、かへりきたると也、とかんがへり

○また或時には
あるものとわすれつゝなほなき人をいづらととふぞかな
しかりける」
一首の意は、上句をうけて、かなしといひては哀(カナシ)なり、文
或は亡にしことを忘れて、女子を常のごとくに遊ばんとする

ぞと、問ふことのかなしきと也、○いづらハ俗に、どこらにといふに
同じくて、尋ねもとむること也、この段は、源氏桐壺に、おぼし
きほどのことつるも、特におはするものとおもひつゝいくたびもみなれハ
ことと成るにかよへり、

○さるあひだに、鹿子(カコノ)崎といふ所に、守のはら
から、またこと人、これかれ酒なにどもておひきて、いそにおりゐ
て、わかれがたきことをいふ、
鹿子崎は大津と並てあり、鹿子水門ともいふ、○はら
からは、腹共(ハラカラ)の意にて、同胞の兄弟をいへる語にて親しく
ここに新任の、土佐守の兄弟をいへるか、訓とハ、友をとし

う俗にて間を、あちこちつゞ（ツヅキ）、績をけきこゝろこいくるを図し、

○わるれかゝるをとふらくるを、怪くこゝろなり、

○かみはせもちれ人この中にこの本をもをゝぞ歌ふ

ちるやうにそいぐれはのゝ、

四ゐるやうにそこゝろふるを也、次の所に、ふつき

こゝろを考こゝろの図を、あるこゝをを也、○いれはのゝを、

紀氏は舟の人はひをこゝろ也

○ふるをれがゝいひつゝこゝの人はこゝあこゝをもち

にて、この海べにをゝひいぶせるゝ、

こゝあこゝをもを、玉勝間巻十一に、遠江国人金原

清方うこゝ、こゝは世に海人の志あぐゝに引網をもあり、

てこゝを口網（クチアミ）奥網（オクアミ）をもあるこゝの口網を、廣さ六七丈計

長さは五六十丈とあるを、海中へはるかきて、魚をとるを

をもあるゝ海人こゝをもあるこゝにて、荷ひもの也、

こゝをるゝこゝを、こゝを歌よむの口重（クチオモ）

きを、戯りて、この口網の重をこゝの人はうてかゝるし

て、荷ひもたにこゝをしるこゝ、海志にて松のはきを

れはこの考ありや、

○おもりをもりこゝやこゝをもあるこゝをれ

はきをもれ

一その高き隠れるを○あうるをうちあてと
いふん枕詞におなじ、あうるとて、唯鴨の事也、萬葉集十一
葦鴨(アシカモ)のすだく池水、又古今集意一に あうるのとあり
の江のこゝもよあり
○ひらのたてあうるあれかぶといふ名でぶくんをあらう
ける、
とゞまりせどゝもこゝもあわるの海をこゝろを実
にしるべきなり
いとゝあんてこゝを、彼に綱をうちはて、辛うして有
ひ出せれかゝをあうるんと知りわるにとあぐれい

儻るあるべし、○とゞまりせどゝを、船はての事なれば、
のある詞にてこゝの海をこゝの海きを、法にて
解ていへるのこゝ也、○そこゝをこゝを、極限をこゝ水の底の
こゝ、萬葉に天地のそこゝをこゝ、又野のそき、山のそ
きゝいへる皆なれ、これの反ぎあれば、そきそこゝを
同語(ヒトツコトバ)也、○わたつこゝを、海をわたるを、二つ合て
いふ詞にこゝを天をあるこゝ、こゝこゝもいふを、歌に、天津(アマツ)空と
こゝいへるの如し、こゝを海神を綿津(ワタツ)見命とこゝを、海を司(ツカサ)る
ことにて、こゝ海をわたつこゝをこゝ、思ひ混すこゝ、
○ひらのふこゝをこゝ、かこゝ、そこゝのあれも也、こゝで、なのれ

○とくとくといへれば、はやくいなんとて、志ほみちぬ、
風もふきぬべしとさわげば、船にのりなんとす、
おのれしの志わりは、上文に一わたりをぶに志ぬめのう
かゝれる志わりに同じ、さて助辞がなひて、徒にうへる
ほを非す、陸よりも緩も甚所に従て、ありくの意ある
也、こゝを貽しむる方にいへる也、○はやくいなんとは、
伊勢物語に、ふきかへしきてたうれと、かひあへ
ずに、誘しるは舟にのれはもわれなといひつれはと
あるに同じこゝろ
○あなたにある人々おひ追ひつきて、かゝうるひとも岐ず

やつかれがおもふまゝにいふ人、この國にかへのえらく
なるとふ、
あるじしてまうけは、酒をのみ、別れをゝしまんとて
まうけ也、○せとやうは、餞別の時に、似合る古
詩をうたひし也、うくみは、唐詩とよみて詞に
まうせし、○かひうたは、古今集大歌所に、甲斐歌と
て二首ある其一首は、
かひがねをさやにも見しがけゝれなくよこほりふせるさやの中山
といへり、甲斐歌の意は、甲斐國より、都の方へ来し人
の道のほとりより、家を思ひて、甲斐歌を見てよめり

慰まばやとするうちに、いとゞまさやの中山に、横ほはり
臥して、かの山は、さやうに見えぬを歎く也、されば其そ
れとも用ひて、海上より遥に、都あたりの山々たえん
とするに、かゝる横ほりふせる、山の方にこそよしに
うらみし也、今首引うつしぬるしれしを人伝
うかやうにてやんごとなきおもかげをとゞめてあるに
初の歌なんめり、

○かくうたふに、ふなやかたのちりもちり、そらゆくくもゝたゞよ
ひぬとぞいふなる、

ふなやかたは、船家形の義也、和名抄云、篷庫 和名布奈夜加太

舟上屋也、又蜻蛉日記に、ときときちらし人舟にこ
もやりてきてまうでつ、云々とある事、○ちりもちりとは
杜子通典云、漢有虞公善歌能令梁上塵起、云々 又
藝文類聚巻四十三、引劉向別録云、有麗人歌賦漢
興以来善雅歌者魯人虞公発声清哀蓋動梁塵
云々 ○そらゆく雲もたゞよひぬとぞ、列子湯問篇
云、薛譚学謳於秦青、未窮青之技、自謂尽之、遂
辞帰、秦青弗止、餞於郊衢、撫節悲歌、声振林木
響遏行雲、薛譚乃謝求反、終身不敢言帰 云々
などいふ故事がたにとりていへり、詩歌をほめる

人のこの事をいくるとなき也、

○ちかのいうかたこうまる、ふうらはるのそそらばねぬ、ちはるの
すゑひろくくとなびきてくもり、
こうまるを、船の泊るぶらふ今旅宿するを俗に泊る
こうはこの泊こうり動(ウゴ)かる也、○藤原言実(トキサネ)を、上のサ
二日の條に出る人也、○たちはるのすゑひろくを、妙壽
院(本)、橘季衡こうをれを、傳ゝわふ、花も屈官(サクワン)の内う
又ひろう京ひろくを、国に留りけるあるゝ、諸注
ゝ是寺の人を、国人あゝとゝれとゝの国人を
おもはずく考ゝし、

○世八ゝうかゝうもゝを出て、かゝるみゝをゝ、ふのあ
ひゝを、はやゝのかゝのゝ、やまゝのちみねゝとけよき
ゝのぐゝをゝて、船をいまゝ、ゆくゝみゝふ、
大湊を、いまゝ土佐国の内う、○おふゝを、風に船をお
はするゝふ也、○はやくの守のみを、紀氏ゝ以前の国司
おゝ子、国のゝゝくき女の腹ゝに産れて、留りゝるゝ、
○やまゝのちみを、妙壽院本に、山口千峯と書ゝ、
ゝれも父祖ゝわす、姓氏録一(河内国皇別)山口朝臣、道守朝
臣同祖、武内宿祢之後也、ゝ同三(右京諸蕃)山口宿祢、坂
上大宿祢四世孫、都黄直(ツキノアタヒ)之後也、ゝれの裔ゝ

[illegible]

○廿九日、[illegible]白散[illegible]

廿九日ハ長暦ニ考ヘル[illegible]今年十二月ハ小の月なる[illegible]明日の料にて、醫師屠蘇白散ニ[illegible]也、

兼平四年十二月ハ小也

○屠蘇白散ハ、延喜典藥式曰、白散一剤 白散歲旦以温酒服五分一家有藥是散病[illegible]皆治 則一里無病帶是散病[illegible]皆治 酒治[illegible]温疫癘物[illegible]毒[illegible]

屠蘇一剤 屠蘇

同書又曰、毎年十二月造元日料白散四十五剤令醫針生裏帖并書標題[illegible] 儀式卷十曰 進御藥俳の条

但屠蘇者内藥司官人率藥生同日午剋封漬御井令主水司守之元日寅一剋官人率藥生式就井出之即就尚藥受案盛屠蘇共省輔一人俱入自左近陣側案庭中退出即用銀鎗子[illegible]漬屠蘇 造酒佐酒主之 殿設大炉

江家次第卷一注曰弘仁年中始之[illegible]年中行事哥合公事根原等[illegible]

○[illegible]ハ講師讀師[illegible]

[illegible]の如く朝[illegible]國ニ置て醫師[illegible]職員令曰凡國博士醫師國別各一人其學生大國五十人上国四十人中國三十人下國二十人醫生各減五分之四[illegible]今案に土佐國中國なれハ醫生ハ六人なるの中に俊[illegible]

醫師[illegible]選叙令曰凡國博士醫師者並

於部内取用若無者得於傍国取[通]ることにて右の醫生
ゝ中より撰ふ事新〻に朝廷より置て官を〻其国
人を取用ふる事やうに郡司大領を同し○ゆるはせを、
こゝをもて〻こゝろふ也、空穂後蔭に、引ゆはへるに
いとうるはしくとゝのへり」と大和物語に引ゆはへるを
はへきをなをゆるゆるに」とゝ元皆わるゝの
こゝろ、

○元日なほおれ〻ゝのゆるゆるなるゆ、白散をまぜるものゝよま
はてゝ、ゆるゆるうたゝ、はとめうくれば汎にふきまつの
とゝせて、法にいはてゝうめるまゝなるゆゑ、

元日也、兼平五年正月元日也、○なほ八俗にやつはら
ゝゝあるる詞也、昨日の如く、大湊に泊りるゆゑ、
ゝて正月元日を、拜賀ゝ定らゝ八ゝゝの起原ゝゝる
ゝゝ、舊事本紀第七天皇本紀曰、神武天皇辛酉
為元年春正月庚辰朔都[ヲサメ]橿原宮肇即[アマツヒツギシロシメス]皇位[中略]
于時皇子大夫率群官[ヲホミ]臣連伴造國造元正朝賀[トシノハツカヒ]礼
拜[ヲカミ]也凡厥即位賀正建都[ヒツキ]踐祚等事並発此時[ヨリ]者
矣、ゝゝあるを大和事始巻二にて、賀正をゝ〻ゝ、日本紀
古事記等にゝゝ〻ゝ正日本紀にゝゝゝるを孝德
天皇大化二年春正月甲子朔賀正礼畢、即宣改新之

之詔ニあるを始なるべき

○いを、あめ、ぼうもと、なし、がうやうのもよ、もあきうを、

なり、をうもの、ぞ

芋海帯、今も元日に用ふ、古もさうあらん、延喜大膳

式曰、正月最勝王経斎会供養料に、芋六合、滑海藻

二両二分とあり ○はうあを、西宮記巻一云内膳供御

歯固大根瓜串刺押鮎焼鳥等付進物所云々世諺

問答巻上曰、同日歯固とは、そもそもいかなる

こゝをいひつるこゝをもいまだ答へず、人を歯をつよく命とする

の故にはとりふ文字をは、よろこびとも、よむなり、歯つよ

もよはひをかうむるもうをもをを近江國火切

のもちゐをもちふるべきこゝをもあるなり正月のつこゝ

もてあそぶはをたゝ集にのるあつまの物のかたち

てをれいうもてをある字のよをこゝろみを編する

をもうこの所を延喜の法門の御時に近江國より大雲

寺の法べをもてまつりしは大体黒うつあるをうり源

氏初音の巻にて生所の物をひきてうけるうあを、この

（夏山雑談巻一にもあり）

台記（宇治左大臣教長公記）久安七年正月一日条曰、早

朝参禅閤御前次参高陽院御方次歯固手水如常

玉海（月輪摂政兼実公記）建久八年正月一日、歯固如例又小児自去年

向歯固与奈兄女房托同座供之戴餅又至十五歳有
此儀、又八歳之元正並用両事故実也、まゝ明月記元仁
二年乙酉正月二日依吉例見歯固鏡、老後懐面一日見之
即撤まゝ成氏年中行事上曰、正月十五日ヨリ内ニ御
歯固ノ御祝アリ平人ノ祝ニ圓鏡之様ニハアラスホソク
高キ御鏡也、この頃ハ歯固に餅をもて用ひ
ゝ

○たゞおもひたちぬふるのこゝろまつ人のこゝろを、お
しあゆ、もしおりふしやうしなくや、
押鮎を塩して押ふたをふる也、きたて肉しまも

て、かゝるもりものゝ食ふ口つきを、戯れてうくはつれ
ゝまゝ也、延喜内膳式曰、土佐國押年魚一千隻云云江
家次第一曰、元日押鮎一坏、煮塩鮎一坏、云云賀茂
保憲女集に、かゝらもりきおきれおりをはかりをお
ほきまゝ、あゆのいをうつくしうけのうゝ
ばゝうたの鏡もして、云云とあるをこの条にうた
まるなるゝ、

○けふをうやうふのこゝろおりたやうにまゝ、ものかの志ち
くゝるはゝ、ものかのこゝろ、ものこゝろいとな
し、

ありけるやうハ想像也、萬葉集に遣問流と書て、おもねの
問を過し遣意に、なりて讀られを、こゝに都をなりて遣
うたいくるも、いとりてゆゑばなしこと也、これを別語のやう
になりくるを、るるに非事なり、○九重を、禁中をなり、
○ちりなの縄を、後来勿縄にて、後方なりも、神事する
ほうを不浄する者来る事勿れと、標引延るを、なり、
とるを、記傳に、尻を菓の本をいひ、引ハあにて、菓
の後を不切とも、とるのこゝあきゝる縄なりこゝるを
りるをや、○なの、和名抄云鯔孫愐切韻云、鯔魚名也
鯔渭奈与之
元日に此魚を用ひしるゝ、四季物語云、ほるるの魚を
中巻
ゆるしのはさこを知ひくぎのほこをなるゝ家にを、
りしるるでもなるるれを、ほをたゝを、かりの日此、
倒をを、時のまれりをこゝをゆれいわにをしもやをき
りの事也、○ひるをき、續紀巻二に大寶二年正月丙子
造宮職獻杜谷樹長八尋俗曰比比良木和名抄云黄芩本草云
黄芩音琴和名比々良木漢語抄云杜谷樹和名上円一名巴戟天ゝ
ゑゝり
○二日なほ大るをるるにいをゝこゝ知をけおるをを、
おゝしをを、廿四日に馬の餞に出し講師をゝ、○をの

既にいへる如く、その物ことごとでも、あるべんにて詞へ、○
おくせを、令遣にて、万葉集十八に、於許世年安麻波
むかしくもあるかな、又十九に、ふるさとやしばしばとどまりおこ
せてるこころのすべもしらなくに、佐行下二段の活詞なれど
をやもすれば四段の活と思まつること、活つまる八非事なり
○三日、なほ野にまもりあれば、うぐひすの、あたらこゑをし
なくもあるかな、
こゑを、ほ續きて、日うるはのうめを、風や波の、袖を惜
みてぞ、ぬるにやとぞ、待ぬる鶯もいとなきなるかな、○四日、
なほ、俗にふ活とある意なり、

下文廿日の條に、ぬ終止なるべきをけ
ふいくかぞ、せるこゑをかなれば、とるを令世芳なり、諸
注とるとり、
○四日、風ふけばなごりなげ、まとゐ、酒よきこのたてを
つれづれかりやうにそのりてとる人に、ものもとめ、俗
いそがばわぶせをすきものもあり、なほしきやうなれど、
まとゐもあるべし、
まとゐを、妙壽院本に、昌連とつけ、中人も俗にて、
○あるこゑを、伊勢物語に、とく人を、なほ人をいひ、又
たいあるはやはるべきにまとゐ、ぶにをあ

そゝの意也、万葉集に、默とゝくるもゝの意也、○いとゝ、
ものゝ、こゝ也、少しのわゝ、ふせゝ物もなれゝと也、
總ての意也、うやゝふゝの意なり、てゝくゝ、ゝに、ゝ
ゝ、少ゝ、ゝれゝ、ゝゝれゝ、ゝもせんゝ、船中の
ゝれは、せゝゝゝのゝ、ゝゝ、ゝゝば、ゝゝゝゝゝゝゝ
報ゝゝれは、ゝゝゝゝゝゝゝ

に青馬をうれば、年中の邪気をのぞくなり、本文伝る
也、中略 今の節會にも、三七廿一疋をひいる也、天武天皇
十年正月七日に、帝小安殿におはしまして、宴會の儀あり、
そもそも七日の節會の始なるべしとあり、又玉勝間十三
に、右の本文礼記月令の文に因て、本を青馬を牽ばん
を後に白馬に改められるなりといるはなほ疑を案
に、本より馬八白毛を用ひるべきなり、しかるを、白馬を
指て青馬とも云なれば、神武天皇紀に、青雲白肩
之津まき、萬葉集二に、青旗乃木旗能上乎まき 十三に
衣袖、大分青馬之 うゝ白きを指て青といひ、時に年の始

節會あれば白とふを忌て青といひる也、そもそも表奏の
時の物、すべて白榜に飾れば、唱をうるるるべしこの
より父は著なる小響冊子に委しくいひたれば、こゝに漏して、

○かゝるあひだに、ひとの野はいかなる名ありしかは、
こゝにもあるべしとふれば、はるかに、池のもとにこの
ものもなべてびつにふるれば、池のもとにおこせるもの、
人は野の池とかあるべしとも、池と名を呼ふ人の
野よりとふ意也、一本に、人の家のとある方、ふとふれば
まさるやうなれば、次の歌に、池のもの野とは、あれはなほ
また、野とあるなるべし、そもそも此の書樣なれば、古今集の

塔婆に、うまんのうたに、多くの仏、物のほうにまつりたるなり、又僧正遍昭のうたに、奈良へまつりけるなり、○川のも海のも、二つともに、魚と者ともて池をみるに、鯉をあるに、河の魚、海の魚をおくるとも、例の戯れまつりたるなり也、○まつりハ和名抄云櫃（和名比都佐有長櫃櫃折櫃小櫃等之名）韓似廚向上開闔器也

○われこそはたてまつるなれ、われぞまつるなるなり、

われこそはたてまつる、

○ほうは、古事記に、八目之荒籠、書紀に、大目麁籠（オホメノアラコ）なるべし、うつわものなり、籠といふ、かごこのかごこのごとし、箱も蓋籠の義なり、

○きりはなるなるなり、伊勢物語に、「あるあるはるはきりはなるなるなり」とあるなり、花を物物はなるなるなり、なるなるなるな

粥以為永式、是月勅内蔵寮内膳司上子日献若菜と
ある、何の書に依てかとの、年中行事秘抄に、御記
云、寛平二年二月廿日丙戌仰善曰、正月十五日七種粥と云
事あり、こゝに七種の若菜にあらず、たゞ粥に依てかと
なり、かくて七種の粥と、七種の若菜を混しかとの、
正月七日の若菜を、いまだ古き事とかとて、大神宮儀式
帳曰、年中行事、月記事、正月七日新菜御羹作奉
大神宮、荒祭宮供奉、此書ハ延暦廿三年
神主真継の撰にてあれハ、以前より内裏にてかゝる事
なりとの、その七種菜ハ、荇蘩蔞芹菁御形須之

呂佛座と拾芥抄に、又塵添壒嚢抄に、或歌



セリ、ナツナ、五行、タヒラク、仏ノ座、アレナ、ミ、ナシ、是ヤ七種
芹、五行、ナツナ、ハコベラ、仏ノ座、ス、ナ、耳ナシ、是ヤ七ノ草
又祇園執行日記曰、南朝正平七年壬辰、正月一日三
日十五日、鎌倉殿入洛以来又用観應三年九月廿六日
改観應為文和元年依代始也、正月小六日堀川神
人役七種菜沙汰人行心法師持参　ナツナ、クヽタチ
牛房、ヒジキ、芹、大根、アラメ、各方五寸折敷次第各
入也、此外塩噌各一、土器在之、此等の諸書まちまちに一ると
ころ、その外十二種の菜とい

事拾芥抄に事根原おにこゆ　とて後の世とまりては、山城国綴喜郡より奉る事、康富記文安五年三月六日、自山城国綴喜郡大住献七種菜と名ゆ

○うたあり、その事、

あさちふの野をたづねつれば、ちぶくらづもあきしいまだ、ひさしうなりぬ、いとをつ、

あさちふは、浅茅生にて、ふるさとの物なれば、ふるあり、

神代紀に、粟田、豆田、萬葉に、苅原、と書るもこの意なり、一説に、浅茅生は、野なれば、行ぶあれば、ふるおのとなり、水もあさく池に掘なり

ぬるの、清きこと葉なりと也、

○ちはいはとは、所は名なれば、よ紀人の、ちとこゝろつきて、ぶりて、すみまるなりけり、

よき人は、貴人也、万葉に、淑人、男に付て、京ちり下りて、そこに住る也、上文の、池とふの釈なれば、なりけり、こゝ解の詞にてぞめる也、

○ちはやぶるの、ちはやは、人の、はやきこと、ふれるなり、ぶるは、ぶるぶるとふるふ、なり、

なりて、ぶるぶるとふるふ、なり、

なりたる、和名抄に、櫃蒋魴切韻云、櫃、音無貴同、和名比都佐有長櫃韓櫃

折樋小樋等之名 似厨向上開闔器也、とあり○はつでとをうちて
を、飽まてこのみと食て、楽しみ戯るまゝ、荘子馬蹄篇
曰、赫胥氏之時、民含哺而熙、鼓腹而遊、民能已此矣と
あるなとにて、かくいふなるべし、○法をくわへ
うてをを、足を跗まとい拍てのしを噪をふ也、
○かくて、おもひたちぶたふるほうつ、をふわうこもをて、
きるるをを、おもあぐぐやいまおのれいでん、
ふるほうつを又と人のるをいひもんをを也○わうこハ
和名抄云、樏子 漢語抄曰、樏子加礼比計 俗呼謂破子、其破子讀和利古 樏子中有障
之器也、とあり○そのれなぐぐやハ、其人の名何とい
しぐやのことなり
○はんぐるのまんこおりふあるをを、をくいをんて、波の
うちなるをとうまをいひて、ぐるうた、
なうくわをを、既といふる如く、上の事を了解してふ語也、
とうに、七条上に、その事あり、こを按に、彼男とくをい
をるをまれは、浪のをるをを、恐れふるを、兼て孔をを
んをおりふををなるをを、歌へ引てをんを、
下上にいふる也、下文十三日の条にも、舟にのるををいふる
舟にををれるをこをるきをぬきんを、れを法の外におをて
といをて、とあるをでりをうを、上ををををきをする文也、

○ゆくとなくとゝまるとなくなくこゝろ[illegible]
[illegible]ゝとよ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

ゐるとゐはを、清音也、そを おハとゐずとゐの時を、ずり
を濁れるを、おそをゐるゐはを、清音なるゐの如し、まゐるを
もゐを、刊るの延語 キリヅの反山 なれい也、このまゐゐの後、
この頃ハ奉退ゐるにいゐるゐ、

○ゐるくよのゐはゐるひゐゐ」は、ゐゐ生れのゐゐ
せんとゐふおゐゐきゐゐゐゐゐ」は、ゐゐみゐんやを、
よゐゐゐくゐをばやいゐこのゐゐ、

ゐるくゐゐよのゐは、次文を考るに紀氏の童女也、後拾集
冬之、おやのゐゐまゐゐおゐくゐゐれば行ゐゐ、人の
ものハつまゐける 神楽歌 ゐゐ天行

ゐゐをゐゐ」は、ゐは拾遺義に、ゐゐを貫之の女、七歳
にゐゐまゐゐゐゐ、京集にを、父行ゐをはゐゐ、大
鏡八に、西の京の家にを、ゐゐゐゐゐゐの所のゐをゐゐ
せ給ひし時、貫ゐゐもすものゐゐに住けゐの、「動れは
ゐゐもゐ、ゐゐの宮は、ゐゐはゐゐゐゐん」、ゐゐゐゐ
ゐゐゐゐ、ゐゐ紀内侍ゐゐゐゐ、○この女ゐゐゐ、○まゐを、
おまゐゐを男女ゐゐに稚きほゐの、自称ゐゐ、成人にゐ
ゐゐゐゐる語ゐゐ、おゐるに為て、無才なるを、こゐをわの父字部
ゐゐゐゐゐゐゐゐ、
の考とゐゐ、○ゐゐゐきゐを、可笑ゐゐ○ゐゐゐんやを、交語
にて、侍とゐゐゐゐゐゐゐゐゐ、反ゐゐゐゐゐゐゐ語ゐゐ、ゐゐゐの

そこを、切きるは、われはそれのうつせんこらみて、驚(オロトキ)ていそ
しや、汝(なんぢ)がいそうをよらえんとさいへ、こしらみ浮(ウ)てくるを
はやくよるうと也、

○まつぐといひて、そうをくんをまきてどうまんをそうり
けるを、舟つるわそうやおんやうをいそうもり、
こゝを、又まうんすといひて、之ひろ弱をを結合て、乱ようし
おそんを、挙けるに、舟ふるあるやあんん、弱ををのき
うろいろけるとみこと也、下司の船より、直に、うろつるあふ
へ、○そうもの、目覚のまにて、尋捜(たずね さがし)ころこ、

○そうもいでうみそとぶつ、ぐめて、ふ、ふれはせ

すこにはぎて、いそぐ、ちらてやうばいろう、
ゆくんてこそ、神の海川みをはのこ社あれまそうに
かるんよるあるかくそいふそのの、
そうもの、夫と端を起しそうを、重ねる也、それを添
しるを、己々と重ねて、各(オノ)とをを又おのもくそうふつ如
し、○いづくそ、萬葉集に欝悒(イブセ)をあるこを牧遣(カヤリ)
火を、かぶ、薪のふすぶるを燃(キ)うるをぶるそうに同
そ、心の悒欝(イブセ)、そのきにいに、又物の欝朦(イブセ)く審(ツビラ)ら
あらそうに用ふその義(コロヒト)一つ、○とすの、ハ、ちうそう
らとうを用し語也、○ゆくんてこそ、そうそうハ、とうの所をゆく

とき[illegible]とゝに、又[illegible]てゝ[illegible]こゝろけるゝ也、一そゝの
そゝを、行[illegible]ふ留る[illegible]同し神の[illegible]に、側[illegible]
てゝ[illegible]ゝ也、○うゝそりゝ[illegible]ゝ、かやうに
よむゝ[illegible]ゝの意也、

○うゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

親の眼をさへぎるもあり、又便り[illegible]にこの歌
[illegible]やうにて、おのづから也、○[illegible]
[illegible]置れるやうにとの事なり、自らつきてしら
[illegible]初にいる如く、この記を[illegible]
[illegible]のことにつきてもれば[illegible]
○八日とはるゝもあり[illegible]
[illegible]なるの[illegible]
[illegible]
[illegible]

○あんとものみてものもや、

そも、法ふとてよるまのは、業年はさうの正月白を、波立さとて

さとしくまの〜こと也、○波ともさへてを、波立塞て、入月

を留りて也、諸注「さへを障の意を新るハよりこゝぶ」

○まをく上下にりをを、一つの格なり、

○いまこれうをなりいてぐあるくれよりけり、

「てゝ日れまの法これば下の川いづるみなを法ぐらけり」

とや、

新のをを、それ法れのひかをはるくこれるせハをこ法

とぞうのやうなり、行をなりくハをの川のいる湊を法ぐを

けるくやいくまくこうるをきを、「やるのこいたるをなくなり、

文の常なり、○にぐらはけるハ、けるをるけ（そあの反ざ）を、法めるる

也、也を、後撰集羇旅に「出住うら任はてのほう住り

けるを、船の中にて日をくれて」とて載る、

○九日法をもて、おをるみをを、なのうをとおいせんを

て、おだいでこをり、

法をりてをを、起をるをとひてをるの旦（アシタ）のをを旦のをを法

也、新撰字鏡に、暾、暻、晄、同上也、旭、旦初出時也、明也、豆止女（トメ）天又阿志多

を和名抄に、土佐國、安藝郡、奈半（ナハ）こんゆ、そこをを、

○ちれうをたりぐをを、國のををををををををををををを

○[illegible]

藤原言実卿、上文サ二日の条にしゆ、橘季衡卿、サ七日の條にしたがひ、○はるゝ所ゆきまさしハ、妙壽院本に長谷部行政卿の[illegible]、○[illegible]公の館[illegible]

○いとでゝ[illegible]卿、祝詞に被(ラ)[illegible]清ら[illegible]物語文に[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

この海ゐも[illegible]

[illegible]

[illegible]大湊を漕[illegible]大海の多出る[illegible]

[illegible]土佐國を漕[illegible]大湊[illegible]海の堺[illegible]

段[illegible]初に[illegible]見送[illegible]人々の素けるも、[illegible]

[illegible]、この[illegible]と、三重に[illegible]、皆古文の[illegible]筆

意[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]
[illegible]
[illegible]

藤原言実卿、上文廿二日の条にあり、橘季衡を、廿七日の條にあり、○はるかにゆきまさ、ハ、妙壽院本に長谷部行政とあり、○そもそも、公の館[illegible]、○いにしへ[illegible]、祝詞に被[illegible]、清らかなるを云、物語文に、[illegible]、○まんハ、[illegible]、[illegible]、○[illegible]

この海ふも、おく〳〵ぐ〳〵、[illegible]、[illegible]、[illegible]、この人ぐ[illegible]、大湊を漕[illegible]、大海の多く出る海の堺なれば、[illegible]、土佐國を漕[illegible]、大湊を、海と大段を、初にこの人ぐ[illegible]、次に又これを重ねて、二段にうき、次に又これを[illegible]、三重にいへる、皆古文のつゝきにて、[illegible]筆意なり、[illegible]

○[illegible]、波のほとりに住む人をば、[illegible]、[illegible]、[illegible]

ふねもおりあがるのひるの、
まゝ〳〵、間々とうをとる語多し、考に知り
一ツを省て、まことにとらふ、万葉集に随、なをとらふ、○こゝ
まろんでもをくるゝ、行人の方にとゝてゐる、○船のゝ人
てもをくるゝ方にとゝてゐる也、次の岸
にも云、船をゝとゝ、又自他ゝいるゝ、この段いう
くもうゝるゝれ、遊仙窟に、忽把十娘手子而別、行至
二三里迴頭看、数人猶在舊處立、余時漸々去遠、声沈
影滅、顧瞻不見、惻愴而去、行到山口浮舟而過、云々と
ちるは、いとゝうゝ、ゝるゝやうとゝもゝるひかゝ、大和

物語にも、ゝるゝ文ゝもなどゝゝ、
○うゝれは、はゝれをもゝゝゝ、
ゝりもゝるゝつゝ海をゝゝ
うん
上に海を、受てゝうゝれゝゝと、續けてゝふ也、○ひとりゝ
ゝゝゝゝ家へゝゝゝ對て、我言をゝふゝ、歌のゝゝ、
留まるゝをゝゝゝゝゝ海をゝゝゝ、船中にて、文をや
るゝうゝゝゝゝ岸にゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ、文
に踏を無てゝる也、
○かゝゝゝたの杉をゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝば

くいるもせへるもとをぶ、をるもとに、なのみるもせえ
たるもとをるもとをくるふ、
るをもまつるる、妙壽院本に、宇多松原とるけるいまる
土佐國なり、○いるるけるるるもるの松もる數、幾許
るる數つるる、るの松もる色、いるるもせ経るるもるか
るきのるる也、○るる八、直に樹のるるをいるで、るるる枝
に對しる松本也、
○おるるる

○[illegible]くあるをつくつくとゆくまふ〳〵心も海もあれく
[illegible]よりあけてをーひんごーもつくつくしらるるぞ、ごぞ
りのまゝなるまつのせつ、
うつあるをつくつくと、上ばうをうけて、其所のうつある
を見作のこゝとゝさて漕行まゝ〳〵、日暮てゆも海も皆
くくつとふ也、○よりて、西東もつくつくすて、九日の
月つく〳〵、西東もつくつぐのことなれば、夜更てとハいるゝ、
下文十一日の条に、只日をつくつくをきりける
とあり、心ほそきこゝ、次文にうつて味ふべし、○こゝハ
行文なり

○きのゝもゝまつはもゝぐいくも心ほそ〳〵まつてあを
ふれてこゝにかゝくを浦きあて、孫をのこゝぞまくうく
おりつゝば、ふるこかゝくをこゝふるゝにうゝなるゝも
おそつゝぶ、そゝもうゝをは、
男こゝつゝなれば海辺を心ほそ〳〵まつて女ハを
のこゝ、○おりつゝ[illegible]ハ、なりつゝを延へらのてふ、
○孫の聖ふてゝ孫ぐはあく、わづすきにてゝるゝきく、
はんぐるあを、おやまぼるゝん、そゝもやくふん、うく
うやよんづ[illegible]ふみてゝぐれ、せふちぼん、そゝぐゝをゝ、
おぎのうわをぐゝて、きにもてまぐ、なのれてたゝぐ、

まるるんハ、却ハ美味の字を畧るにて、引るハ引
と音通ひて、食ふの事なり、万葉集十六に、物の門の
榎実毛利喫百千鳥とある、毛利も鳥の食ふ事也、
又拾遺集雑下 名のみたちまつるそ梅はなれる
きの水もそれハなるけりとある、水の漏に、梅の実を食に
兼るゝ、源順集に、みせそこにもさハるそ水のそまるの
梅さく時なりけり、の毛留も右とおなし、又むさぼるとも云
も、の却を定ていふるゝん、むさの反ませ うくまるを吋考て、
万葉にもいふにもとるをおきて今案に、まぼるのまハ
覓るの却にて、目の意也、ぼるハ欲にて、ぼと濁るハ上の

音の響にて也、山川春震るゝの説ハ万葉の、毛利喫
の毛利も、毛と保と音通ひ、うくハいふるなるとハ云
ふるんゝ考ふ、○ふるゝもあハ、和名抄云、姑尓雅
云、夫之母曰姑、和名之宇止女 うくもやハ、下文に童へう
うふ所ふるゝ曲るゝ、催馬楽にそこの
やゝもあるのめ、○ふんべを、よゝにて、前夜をふ、音便
にて、ふゝハ童謡の常也、○うゝみを、頭居の意にて
垂るる髪、項にそゝく計の童をふ、髪を放ち切て
したるを、放ちをふ、眼の上にて、切るを、ゝをふ類ゝ
○おぎのりハ、價をふゝず、物を取置をふ、新撰字

鏡云賒 式邸反賈也 於支乃利

[illegible]

○これのみまうず、おのれうじ、[illegible]人のわらふ
をきいて、法をあらためすこしなぎぬ、

これまうす、一本にはこれをあるを知りへ、これ
のことあるをこれをあしう解するなり、○船乳はこれ
のこと[illegible]記すなり、○法をあるを
をを、あぐをを、[illegible]の反にて、此波の新まるを和とふ、朝
なぎ、夕ふぎふるのめし、又人[illegible]の和[illegible]をを、[illegible]
和むまををむををふ意也、

○かくゆきかくゆきかくゆきにかくゆきにかくゆきにて、
この波を、九ちの朝、大湊をうち出て、宇多ち杉原をうち
あを行ををして、泊るまをを、一ををを続ている也、故をを
上の條ををうけて、かくををはらふを、前に、牧更てと

いなで、生ける又ゆきてうしろあれば、うせぬる、経ぬる、変
あり、

○おきな人、おうな、たうめひとう、あるの中に、こちあく
して、をのもの、ひとうしろ、ひとうまつ、
おきな人ハ、和名抄云、古老（和名於岐 奈比止）今按云、古老又云老
舊一云日本紀云老宿（同上）○うめハ、本居宣長ノ説
に、姥の轉なるべし、姥ハ神代紀に、石凝姥、古事記中巻に
春日建國勝戸賣、沙本大闇見戸賣、志理都紀斗賣ま
うめ、ハ、戸女の義也、刀自も戸主なるの如しいう、
ハ古ハ専字を當ルなり、和名抄に、呼老女為太宇

女と、太の音をうしなひ、本ハ姥ハ、別にて
任女の、音便にて、太宇女といふ語なるべし、家ハ事は、
ハ、ハ、行ても、老功の婦人に、任て主ハ云ハ
とうれハ、ハ、ハ、ハ、公任、宗任、の名ハ、この、ハ、ハ付る
なり、狐ハ、ハ、ハ、

なりもあるに、四人ともに、○こゝちあしくなりて、舟に臥す也、
○そのゝちそのゝ日ばかりで、物を食ずして、病ともなふ、
○十日、くもりつゝ、風波のこゝまりに、なやましかりぬ、
くもりつゝ、今日も彼方へ、行やうのこゝろにて、彼方へと
りつゝなるに、四人、とゝ引ことせるゝ、きのふ九日の昨、那波
の泊をぶねとゝ、今日十日に、そこに着て泊れ
る故と、心ゝ、彼那波のこゝろなり、
○十一日、あつきに舟をいだすべきれども、
風波、波のあらゝもつゝ、こゝ日をゝゝけるゝ
うゝをば、さらけ、

あつきに、こゝあれども、未明方にゝゝあれば、舟を出すを
朝開ゝゝ故に、まゝ、舟に内ゝ、あつきゝゝ、
十一日ある船ゝゝ、思ふて、古今集に、あふさか船
ゝゝ、ゝの節に、ゝゝ、ゝゝ、
旅にゝゝ、船ゝゝ、ゝゝ、
○室津ハ和名抄に、土佐國安藝郡室津ゝゝ、
て、○ゝ日ゝゝ、ゝの海船ゝゝ、
船ゝ、
○かゝるあひだに、みれば、ゝ、ゝ、
て、ゝゝ、

られ殺されてこしらへたる也何のゝを蛭を
あけ腹をつゝ食るゝるゝまるとふこと毎朝のるゝれは
何のゝとらふこ

○いまゝそねとらふみてきぬ、わのきわは、このおのゝ名をきゝ
てばゝとふをこゝろゝそのそねのやうゝやあるとふまぐ
をゝれきゝわはのゝこゝれは人ゝわゝふみに、去[足け]る女の、
みはあんゝのゝをとふある、

いまゝハ今ゝにて却を田舞ゝこゝのそねとりふゝ、下文を考る
にいまゝ土佐國の内ゝとゝてゝるのおのやゝにやゝるゝゝし
童ハまゝこゝをゝれきゝとゝのにゝて、行ゝあゝ女のわハゝを

別ゝるゝゝ、ザ二ゝ法師にゝ、ゝ九つはゝうなる男わゝハ、年
ゝゝもゝをゝれくゝをあるゝゝあれハ、童と一人ゝをゝずあゝし也、

○面ゝゝにて名ゝきゝくゝみてゝねゝはゝふゝゝゝにゝゝやゝゝゝ匿れ
ゝゝゝいゝゝる、をゝゝゝもゝおゝゝんゝゝもゝゝゝでゝゝゝゝゝゝれゝゝ
ゝふゝ四ゝあれハゝのゝゝゝよゝゝゝゝゝゝ

人をおそひいでゝ、ひとをかたらはせてうせぬる、
そねとゝ問ひ、そこれきき童の侍りけるに、在國のうちに、
亡くなりし女童をなりけりとぞ、歎くなり也、○いとゞの付すの
ちうゐはのことにて、反語心うてゝいとゝ長行ゝ
ゝ也、語勢なるほうなる、○引の結びを下へいく
ゝ可仮、上文にいづくそこにいとゝつめし、
○けつそまゝ、母のうれひなるをたゞ自のみ、うず
たゝねばふるきうたにかすそてゝうてゝぞうてゝ
ゝと、なりんもでゝ人はなるなる、
ふる年にはるれあれゝゝまゝるなりひとまゝるなりれ

あきゝうれゝらにてゝあん、
ゝゝまゝてゝゝゝゝゝゝ延長八年十一月十一日ゝ、
立日なりし故にゝゝ十一日にゝゝの事をなりにもてゝ、
ゝれうせにしゝゝにゝなる日ゝゝ、○母を紀氏の室
也、下文にゝゝ見ゝ、○うずまゝてゝゝ、古今羇旅
にゝゝゝゝ小ゝ雁ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ左注ゝ男ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝまゝゝけ、男まゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
京ゝゝゝけゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

後撰集 雜一 兼輔朝臣

人なみやのこゝろをやらにあるな
[illegible]

[illegible]、同集恋一に、

[illegible]

[illegible]

[illegible]

時ならぬに、こゝを、時ならぬうるうして、法華才にすし
ゆるすし也、○ゆるみなくせんとて、こゝを、その法
の湯浴に、ふるふ法をなして、船うかべてゆく也、

○うみとなれば

そもそも法ゆゑぞうゆゑ法ゆゑ、ぼうぼうの法をうひてう
へくうゑんよめる、

亭のこゝを、海上をうつやれば、をも法を一つにぞうゆる、
法ゆゑをすれうしてこゝをうるべきにて也、新拾遺集秋上
頼輔　かるの京都をこゝとひうつて、をの法ゆゑいるは風
新後拾遺集　秋上　源人ふ知　水やうこゝうやみこゝうわ

うゑ、こゝをすれうの法のうの日」こゝをふれ、こゝばく也、

○こゝ、十日　こゝうのうゑうれば月のうこゝ、ふねこゝのうゑうら
ふ、船こゝをうれゑうこゝまきてぬきぞ、こゝれこゝうゑ秋
にはゞこゝにこゝ、ゑうこゝ、うげこゝ法をこゝ法やのこゝ
まれぞ、さーあくびをぞ、こゝうこゝ、ゑうゑばぎこゝあげ
うゑうせける、

月のうこゝ、十三夜の日法をまれきこゝうこゝばぎこゝ
あうこゝうせけるこゝうこゝがけこゝ文意也、そのゑこゝ法、

○ゑうゑのこゝふ法こゝのうゑうこゝ、法の秋にはうこゝこゝにて、
こゝれゑうこゝふのきこゝ衣をきぞこゝ也、てゐーこゝ上にこゝうこゝ

てゐるこゝろの例上文にもこれあり、○海の神ハ、古事記に次生海神名大綿津見神、とある神にて、伊弉諾尊の御子まします也、とて綿津見の見ハ、毛知の約にて、海津持てゐる意なり、月讀尊の美し国し意也、景行紀に今風起浪泌王船欲沒是必海神心也、とあるにて、この神の海を掌り持てゐるなり、○船にてよきらめきぞこなる、古き曰習ハ、なり、源氏須广に、海の中なるなりなり、河海抄奏云に、引作手九記云、大夫於途中為龍神被取、端正美麗之故也、とて中昔より傳伝の通に覆はれてある海神を、なるこ吳邦にて所祭の河伯、なるに、龍神なるハ、なる也、なる基ハ古事記に、如魚鱗所造之宮室、其綿津見神之宮者也、とあるを、思ひ非もて、楚辞九歌河伯篇に、魚鱗屋兮龍堂、注に河伯所居以魚鱗蓋屋堂画蛟龍之文、まゝ仏書に龍宮とある事あり、甚詳なるさま、古事記の海神宮の条とゝ似れハ、なるに、まづ、なるて、書紀の口決まゝ疎かに、海神宮を直に龍宮とゝ云れなる、仏書を信ずる人ハ、本末の語の別なるなるて、龍宮を主として、なれ又漢籍にもなるなる人ハ、なるの河伯なるなるの本のなるなるに、なるなるなるな

なるのハ、こゝを俚言に、何のそれとまとまる意也、なゝのと
ゝて、あゝうゝに、云々とゝもゝて、古今集に、なのそゝを
夜のあゝそのと、伊勢物語に、そゝばあるのゝそゝを
もゝて、いそこうゝそゝ名ばゝそゝ同しきゝとゝ也、○あ
うけを海をの苗ゝ葉陰ゝ、○そゝをゝハ、言附にて、
うゝうゝとゝいゝに同し、○ほゝやハ、和名抄曰、老海鼠漢語
抄曰、保夜俗用此保夜二字、そゝゝ、今ゝゝ生海鼠の種類にて、生物の
形男ゝ陰茎に似るゝの也、伊呂波字類抄にゝ、老海鼠
ヒヤ 螢蛤 保夜 已上同俗用之 ゝゝ物ゝ、○いすゝハ、同抄
曰、东雅注云、貽貝一名黒貝 和名伊加比 ゝる貝にて、この貝の

形ゝ、女ゝ陰門に似るゝの故、老海鼠の妻ゝ、貽
鮎ゝゝ續ゝる也、
似ゝる事ゝ、五雜俎に、海鼠一名海男子、其狀如男子勢、
渋茱之對也、ゝゝゝ海邊のゝゝ比ゝゝゝゝあゝ、この
貝ゝ、鮎に用ひしゝ、延喜主計式上に、貽貝保夜交鮎
ゝゝ又鮎鰒貽貝冨耶交鮎各四十六斤、ゝゝあゝ、ゝゝ
すゝあはびゝゝゝゝゝゝゝゝ比程の餞別の贈物の中に
ゝゝ食物のゝゝけゝに就て、ゝゝ出せゝ戯れにて、この鮎鰒
も、貽鮎と同ゝゝ女の陰門にゝゝゝゝゝゝなゝ、○はき
にあゝてゝゝハ、ゝゝゝゝ顕しにくきゝ、脛のあゝゝゝ、上つ

方あることゝ所(ヨシ)ことにていく、古今集に、七月六日
七夕のつとゝゝるゝ、ゝゝまだ〳〵ほぎにあらてのみ見と
くみやわすれ〳〵ゝるハ川を渡るたにうけているゝ、うゝて生長僧て
の意也、土佐をもてゝ、海神をおだて、色よきこゝろ衣てきず、ゝ
ゝ宿ゝゝ世上に何をハ恥んゝゝ女子の黄の茅(ハカケ)の茅巻に
言附(コトヅケ)て、浴湯(ユアミ)すゝ、おの〳〵隠〳〵ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ
ゝゝけるゝ、勵れる詞、この鮑貝の事を谷川士清ゝ和訓
栞に、海錯録曰、誰謂之東海婦人、禁(ヒ)西施不潔、今案に此事ゝゝ、閨中海錯録とゝ書ゝ
殼菜一名、淡菜、形似珠母、一頭尖、中銜少毛、号東海夫人、ゝゝ、ゝ
こゝゝ時記のあやまりゝゝ、ゝ土にハゝる事ゝゝゝゝ
ゝ人のゝゝる事ゝれがゝゝ、ゝゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、

年の条に、行月六齋（ゾキヤノムコリイミヤ）を、六と訓（ムリ）ハ崇峻紀に三度
を引（ヒ）きたるを同じ、訓（クン）なき訓なり、毎月の六日を
齋と、提謂経（ダイヰキヤウ）なる事にて、佛に惑（マドハ）されたる初（ハジメ）なり、
因に云、今俗に、正五九の三月に、神事等をするハ、是涅槃経に
三長月（ミナガツキ）とあるより起れる事也、疫年智論云、天帝釈以宝鏡照四大神
洲、毎月一移禁人善悪、此三月照南贍部洲、唐人以此不行死刑、日三
長月（ミナガツキ）とあるも例の富言なるべし、
○ときじ和ハ、精進物なり、新の中なれども和なれ
ば、午時（ウマノトキ）なれ、朝にて精進をおこなふ也、○せち
れハ、貯（タクハヘ）の略字、のこるなり、世俗に、銭ハ実に帰（カヘ）るし
也、○ちはくるに、数遣（ちらし）なり、その俗人をやとをハ
引（ヒ）きたるに同し、○くきあうすハ俗にきぐんのち
うなる也、

○十五日、くふあつきごゆ不煮、そそそそ、あ在りあ有れば
みそそ、ほそそ、ぞけふサらあそつある、
あつきごゆ、公事根源に、寛平の頃より、年毎にれ
をたまふ、延喜主水司式云、正月十五日供御七種粥料、
米一斗五升、粟黍子、稗子、胡麻子、小豆各五升、
塩四升、云云、そそそ、小豆粥を煮ぐる
を口惜とそそ、ほずほのあしくて、日数のつもる
うくくそその意也、○ろそそハ、膝行（サル）にて、日ちうち
けきてあれハ、國府を立て日ちハ、僕（ワラハ）の通を膝行（サル）仕

ばかりなる廿日あまりの人なども乗て、近頃の人なども乗て、
和名抄に、説文云、艘子紅反俗云舟流 舟著沙不行也とある
為流（サル）となりて、艘行（サル）の意也といふを非事（ヒガコト）なり、舟の
砂に著てゆかぬを、刎（ハネ）るといへば、刎るといふなり、
下文に、川の水ふれば、みのこそ、とあるも
川の水なくして、船も疾（ハヤ）く行やすを、勝行（サル）に譬てふ
也、○ちよかりあるうちに、去年十二月廿一日より
首途（カドデ）して、今日正月十五日までに、前後廿日あまり也、
○いろいろ日をふれば、くるしき海をなるべしとあるは、
ちはのいろ、

きそばのもみれば、みるに風を波をおりふしどちにや
ちるらん、いかづちあきかぜのいなびかりにそ、ちるらん、
なるあは、鳴なりあるなり、そのあるなるうちに、その歌に
りと、長見（カミ）のこるるを、即て然とうけて、ばるるなり、又晩
望にいろいろ、や、古きなるを、○ちとたらを、風のま
まに波の高低なるを、知（シラ）ぬ共（ドモ）ちん
との意なり、○いろいろあきにて、いまだ霧（トリ）なきにて、俗に
やうにいろいろあるを、ふるに用ふ、
室津
○十五日、風あれば、船出すべきなれども、みなとまりにて海
も風波あらくして、いたくこわきなれば、ちんと

のうみんなりしを、風波うちに、やむごとなくもあるべし、
図しらいまく室津也、○そこをこぎ出て、安芸郡室
津より三四里はかり南にとし出て、船人の恐るゝ所
なりと、橘茂樹いひしとぞ、
○ある人の云、あまをとめ、ほをうたひてよめるうた、
[illegible]
けり、さて船のうしろにけぶりたちのぼりたる
なりにけり、
うらのとまを、南海にをれば置ぬりつゝ、波の中
なる、雪のふれるかと也、拾遺愚草 定家々家集 に引おな

うの面のあらし波たゝしくるゝ秋の白菊」まさ
白氏文集十六に誰言南國無霜雪盡在愁人鬢髮
間、とも云、○ふまつに、十二月小の月なれば廿一日
出門出る、正月十六日にまたに、廿五日とはなる也、うらを
度にうつるも、早く京に帰らまほしの心ゆきなり
下文に、ふるくのせうそこ数のおもおもしきこゝ
ろはなるべし、といふもこの意なり、